JP ドメイン名紛争処理方針およびその手続規則の要検討事項

[紛争処理機関(日本知的財産仲裁センター、略称 JIPAC) からの要望に基づく事項]

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
	手続規則	2条(a)(iii)	【申立書を送付すべき対象の範囲について】	現在、規定上は、申立人が挙げた送付先すべて(申立人
		2条(b)(i)	紛争処理方針の規定上、JIPAC が申立書を送付しなければならな	が心当たりのある登録者側拠点等を何十箇所も挙げたら
		2条(e)	い先(登録者の連絡先)として挙げられている対象が多過ぎる(手	そのすべて) に申立書および添付の資料類を送付しない
		3条(b)(ii)	続規則 第 2 条(a)「実際に申立書が送付されるか、または申立書	と JIPAC が送付義務を果たしたことにならず、手続き
		3条(b)(v)	の送付について <u>次のすべての手段が講じられたときには、送付が</u>	を進めることができない。
1		5条(b)(ii)	なされたものとみなされる。」(a)(iii)「登録者が紛争処理機関に通	UDRP では郵送自体廃止されており、FAX 送付も既に
1			知した希望送付先の住所、 <u>および第3条(b)(v)により申立人が紛</u>	廃止された。JP-DRP でも少なくとも送付先の限定を検
			<i>争処理機関に提示したすべての送付先への申立書の送付</i> 」)(下	討する余地はあると思われる。
			線・斜体化は JPNIC))。この規定の存在のために、JIPAC に発送の	JIPAC の現実の業務処理の負担を勘案しつつ、JIPAC が
			負担が生じている。	ドメイン名登録者に対して送付の義務を果たしたと解釈
			また申立書の FAX 送付は現在ではあまり現実的ではないため、	される規定ぶりにするためには、規定をどのように変え
			FAX 送付は送付方法から削除できないか。	たら良いか、検討委員会にてご検討頂きたい。
	手続規則	3条(b)	【メールでの資料送付について】	3条(b)の改定を検討するのであれば5条(b)の答弁書の提
		5条(b)	紛争当事者から $ ext{JIPAC}$ へのメールによる資料提出に関する、「 $ extit{\ell ar{\pi}}$	出方法に関する規定も検討する必要がある(5条(b)にも
			<i>子メールに添付できない関係資料は除く)</i> 」(下線・斜体化は	「 <u>関係書類を添付した文書および電子メール(電子メー</u>
			JPNIC)との規定の解釈が紛争当事者によって分かれ、混乱をきた	ルに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出
2			している。	<u>されなければならない。</u> 」(下線・斜体化は JPNIC)との
			原本がある資料を〈pdf 化してメールに添付して送る〉という発	規定がある)。
			想がない紛争当事者が多い。このため、委任状や原本がある資料	「 <u><i>(電子メールに添付できない関係書類は除く)</i></u> 」(下線・
			類を「添付できない関係資料」であると紛争当事者が勝手に思い	斜体化は JPNIC)との書きぶりの解釈に幅が生じ誤解を
			込み、メールで送られてこないケースが多く、手続規則3条(b)に	産む結果 JIPAC に負担が生じるのであれば、この記述の

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
			関する問合せも多い上に、説明や催促に手間を要する結果を招い	削除、または、「 <u>添付できない関係書類</u> 」(下線・斜体化
			ている。手続規則 3 条(b)「 <u>申立書には、以下の事項が記載される</u>	は JPNIC) の書き方を変え、pdf 化をもってしても添付が
			<u>ものとし、関係書類を添付した文書および電子メール(電子メー</u>	不可能な商標(何かしらの理由から pdf 化やスキャンが
			<u>ルに添付できない関係書類は除く)の両方によって提出されなけ</u>	不可能な証拠類や立体商標等) のみがメール添付対象外
			<i>ればならない。</i> 」の内、「 <i>(電子メールに添付できない関係資料は</i>	であることが明らかとなるよう(解釈の余地を生まない
			<u>除く)</u> 」(下線・斜体化は JPNIC) を削除できないか。	よう)、条文を修正することを検討委員会にてご検討頂
			なお、メールに添付する方法による提出については、JIPAC の 1	きたい。
2			件あたりのメール受信容量が現在 10 メガ(実質 7 メガ)程度で	JIPAC 受信容量の問題については、最終的には引き上げ
			あるため、諸々の資料をすべてメールに添付されても受信できな	を検討して頂きたいと考える(JIPAC 側の課題)。しか
			い問題もある。3条(b)の「 <u>電子メール(中略)によって提出</u> 」(下	し、JIPAC が今すぐ受信容量を引き上げることは難しい
			線・斜体化は JPNIC) を、『電子メール(1 回のメールにつき〇〇	とのこと。当面は手続規則またはその他補則や通知等で
			メガバイトまで)によって提出』に修正できないか。	1回のメールに添付して良い容量を明記し、紛争当事者
				が申立書/答弁書および添付資料をメールで送信(発信)
				したにも拘わらず JIPAC が受信できていないという事
				態にならないようにする必要がある。
				受信容量の明記に関する適切な修正について、検討委員
				会にてご検討頂きたい。
	手続規則	4条(a)	【登録者への申立書送付期限について】	JIPAC の申し出のとおり、3 日は時間的制限が厳し
			JIPAC が申立書を登録者に送付する期限は 4 条(a)で「 <u>料金の受</u>	い。3日から5日への延長がDRP制度の趣旨(簡易迅
			<i>領の確認及び書面の受領後3日(営業日)以内</i> 」(下線・斜体化は	速な紛争処理解決手段)に影響を及ぼすとも思えないの
3			JPNIC)とされている。しかし、書類の不備の確認や、不備があっ	で、5日への延長を検討委員会にてご検討頂きたい。
			た場合の先例の確認や申立人への連絡、JIPAC内で事件管理者へ	
			の引き受けの打診や内諾をもらう等の手続きを3日で全部済ませ	
			ることが大変難しい。3日から5日に伸ばせないか。	

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
	規則外		【裁定書に記載すべき登録者の情報について】	裁定文はすべて公表されるため、特にドメイン名登録者
			【紛争当事者の実態の確認について】	が個人の場合は裁定文の公表(ネット掲載)を考慮する
			ドメイン名登録者の情報をどこまで裁定文に記載したら良いの	必要がある。過去、一旦公表した裁定文の一部(ドメイ
			か(個人情報の保護の観点との兼ね合いも考慮する必要がある	ン名登録者の個人情報)を本人から要請で後日塗り潰し
4			か)。	たことがある。個人情報保護との兼ね合いについて検討
			Whois 上確認できる登録者が実質的な登録者でない等、形式的な	委員会にてご検討頂きたい。
			登録者と実質的な登録者が異なる等の場合は、どこまで実質(実	また、ドメイン名登録者の実態の問題については、JPRS
			態)を考慮するべきか。	に照会して得られた情報に留めるのが良いのではないか
				と考えるが、この点も検討委員会にてご検討頂きたい。
	手続規則	6条(c)~(e)	3名パネルを希望された場合、現在はそれぞれの当事者(申立人・	3 名パネルになる場合、1 人目パネルは申立人の希望を
			登録者)からパネル希望を出してもらい1人目2人目を指名して	汲み、2 人目のパネルはドメイン名登録者の希望を汲ん
			いる。その後、規定上は3人目についても両紛争当事者に希望を	でおり、公平な仕組みになっていると考える。
			聞くことになっているが、1人目2人目で希望を聞いているので、	3 人目についても両当事者の意見を聞く等した場合、却
5			3人目は JIPAC 判断のみで決めて良いのではないかと JIPAC は	って混乱を招き手続を進められず、DRPに基づく紛争処
9			考えている。3人目はJIPACの判断で決定(指名)する、と変え	理の「簡易迅速」の趣旨を損なうものとなる可能性もあ
			て問題ないか。	ると考える。
				このため、JIPAC からの指摘のとおり修正することにつ
				いて問題ないと思われるが、検討委員会にてご検討頂き
				たい。
	手続規則	3条(b)(iv)	【記載事項の省略、その1】	JIPAC からの指摘のとおり修正することについて問題
		5条(b)(v)	現在、申立人が3名パネルを希望する場合、申立人の希望パネル	ないと思われるが、検討委員会にてご検討頂きたい。
6			の名前を挙げて連絡先も申立書に記入せよと規定されている。ま	
			た、登録者も同様に答弁書に希望パネル名とその連絡先を書かな	
			ければならないとされている。しかし、パネル候補者の一覧や連	
			絡先は JIPAC が持っているので、希望パネルの名前だけ挙げて	
			もらえば十分で、連絡先までわざわざ申立書や答弁書に書いても	

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
6			らわなくても良い。この規定は削除しても問題ないか。	
	手続規則	3条(b)(xiv)	【記載事項の省略、その2】	JIPAC からの指摘のとおり修正することについて問題
			現在、申立の際、証拠書類の他に紛争処理方針(DRP)や手続規	ないと思われるが、検討委員会にてご検討頂きたい。
7			則のコピーも提出せよと規定されているが、DRP や手続規則は	
			JIPAC の手元にあるので、コピーを付けてもらう必要はない。こ	
			の規定は削除しても問題ないか。	
	手続規則	17条	【和解が成立した場合の規定の明確化】	JIPAC の手続規則第 17 条(a)に関する左の JIPAC の指
		18条(a)	手続規則第 17 条(a)では、当事者間で和解が成立した場合「 <u>パネ</u>	摘(パネルが指名されていない内に当事者間で和解が成
			<i>ルはその手続を終了しなければならない</i> 」(下線・斜体化は	立する場合がある) については、JIPAC の指摘のとおり
			JPNIC)と規定されている。	と考えるため、第 17 条(a)から「 <u>パネルは</u> 」(下線・斜体
			しかし、紛争処理パネルが指名される前に当事者間で和解が成立	化は JPNIC)の削除を検討委員会にてご検討頂きたい。
			する可能性もある。	また、現行の規則では、当事者間で和解が成立し、JP-
8			19条(c)の「 <u>料金の支払がない場合には、その申立は取り下げられ</u>	DRP および手続規則に基づく申立を終了させる場合の
0			<i>たものとみなされ、その手続は終了する。</i> 」(下線・斜体化は	JIPAC への届け出(連絡)方法について定めがない。和
			JPNIC) との規定の書きぶりと揃えて、第 17 条(a)から「 <u>パネル</u>	解が成立した場合の JIPAC への届け出 (連絡) 方法を新
			<u>ば</u> 」(下線・斜体化は JPNIC)を削除して、第 17 条(a)は『 当事	たに明記する必要があると考える。
			者間で和解が成立した場合には、その手続は終了する』と変えて	当事者間での和解成立の場合の届け出方法に関する規定
			はどうか。	(条文)の新設について、検討委員会にてご検討頂きた
			なお、当事者間で和解が成立した場合の手続きが不明瞭であり、	۱۱ _۰
			JIPAC は度々問合せを受けるとのことである。	
	紛争処理方針	全体	【用語記載統一】	JIPAC からの指摘のとおりであり、修正することについ
9	手続規則		(1) 「および」と「及び」が混在している。	て問題ないと考えるが、検討委員会にてご検討頂きたい。
			(2) 送り仮名のふり方(「申立」と「申立て」等)が混在してい	
			る。	

	文書名	該当箇所	JIPAC からの要望	JPNIC の見解
9			(3) 「後●日以内」と「から●日以内」が混在している。	
			統一の必要がある。	
	手続規則	5条(b)(iv)	【明らかな引用箇所の錯誤の訂正】	JIPAC からの指摘のとおりであり、修正することについ
10			一箇所明らかに間違いがあった。手続規則第 5 条(b)(iv)に『 <u>第 3</u>	て問題ないと考えるが、検討委員会にてご検討頂きたい。
10			$\underline{\&page (c)\ (vii)$ 参照} とあるが、3条に $(c)(vii)$ 項は無く、『 $\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $	
			<u>参照</u> 』の間違いと思われる。修正の必要がある。	

[JPNIC からの指摘事項]

	文書名	該当箇所	検討事項	備考
	紛争処理方針	全体	「社団法人日本ネットワーク~」→「一般社団法人日本ネットワ	一般社団法人化に伴う変更事項。
11	手続規則		ーク~」に揃える。	
	紛争処理方針	4条 k.	DRP (方針) 第 4 条 k.項に「 <u>パネルが (中略) 裁定を下した場合</u>	検討委員会にてご検討頂きたい。
			には、JPRS はパネルの裁定の実施を、紛争処理機関からの裁定の	
			通知後 10 日(JPRS の本店の営業日で計算)の間、保留する。も	
			しこの 10 日間の間に、JPRS に対し、登録者から申立人を被告と	
			<u>して手続規則第3条(b)(xii)に基づいて申立人が合意している管</u>	
			<u>轄裁判所に出訴したとの文書(裁判所受領印のある訴状等)の正</u>	
12			<i>本の提出がなければ、JPRS はその裁定を実施する。</i> 」(下線・斜体	
14			化は JPNIC) とある。	
			しかし、訴えを起こす場合、訴状の正本は裁判所に提出してしま	
			うのだから JPRS に提出は出来ない筈である。同項内には「 <u>上記</u>	
			<i>の正本にかえ、写しを提出することができる。</i> 」(下線・斜体化は	
			JPNIC)とあるので、現在運用上 JIPAC が困っている訳ではない	
			が、他も修正するのであればこの機会に、「 <i>正本の提出がなけれ</i>	
			<u>ば</u> 」に代えて、『管轄裁判所に出訴したとの文書(裁判所受領印の	

[今回の協議では紛争処理機関からは最終的に「協議対象外」とされたが、検討の余地があると考える事項]

	文書名	該当箇所	検討事項	JPNIC の見解
	手続規則	5条	【裁定に記載される答弁書の提出日と答弁書提出期限に関する	当事者からの最終的な提出物について、20 日の提出期
			定めの明確化について】	限が守られていないことは良いことではない。
				日本の習慣上、紙媒体による提出の習慣がまだ色濃く残
			手続規則では答弁書の提出について次のように定められている、	っている状態であり、また、先に書いた JIPAC のメー
			第5条 答弁書	ル受信容量の問題もあり、送付(提出)を電子化に一本
			「(a) <i>登録者は、手続開始日から 20 日(営業日)以内に、</i>	化することは、今すぐは難しい。
			答弁書を紛争処理機関に提出しなければならない。	それであれば、メールによる提出のみならず、郵送によ
			(b) 答弁書には、以下の事項が記載されるものとし、関	る提出についても、20日の提出期限の徹底、つまり、
				①20 日の期限の厳守を JIPAC から両当事者に要請す
				ること、②20 日を過ぎてから JIPAC に届いたものをパ
			<i>なければならない。</i> 」(下線・斜体化は JPNIC)	ネルは一切考慮しないこと、③20 日を過ぎてから
13				JIPAC に届いたものは一切考慮しない旨の両当事者へ
			この規定を見る限りは、メールと郵送の両方が「 <u>20日(営業日)</u> 	の事前の通知の徹底、が必要かと考える。
			<u>以内</u> 」(下線・斜体化は JPNIC)に間に合っていなければならない	また、①~③を手続規則第 5 条やその他 (補則や JIPAC
			と思われる。しかし、メールは期限内に届いても郵送分は後から	から両当事者への通知)で明記することは可能かと思わ
			遅れて届いている(20日の期限が守られていない)ことが多い。	れる。
			現在はメールが届いた日を答弁書提出日として裁定に記載して	手続規則の該当箇所の修正について、検討委員会にてご
			いる。メールで提出されたものと郵送で後から届いたものが同じ	検討頂きたい。
			場合には、これでも問題ない。しかし、メールで先に提出された	
			添付書類(証拠等)と後日郵送で送付されてきた証拠等が違い、	
			かつ、後から郵送で届いたものが最終的に正式な提出物であるこ	
			とが多い。事実上、提出期限日を過ぎてからの証拠等の差し替え	
			を認めているような状態である。それでいて現在は、メールによ	

	文書名	該当箇所	検討事項	JPNIC の見解
			る提出日を裁定に提出日として書いている (正確に事実を記載す	
			ると提出期限日が守られていないことが裁定文上明らかになっ	
			てしまうため)。	
			提出期限日が厳密には守られていない状態を運用で誤魔化して	
13			きたような状態であり、JIPAC としては、このような運用を今後	
			も続けるべきではないと考えているとのこと。しかし、JIPAC の	
			メール受信容量の関係で提出を電子化一本に今すぐ絞るのは無	
			理という事情もある。	
			メールと郵送と2本立てで当分運用するのであれば、郵送でも20	
			日の期限を厳守してもらうよう当事者にはっきり通知するしか	
			ないか。	